

<空の安全・安心を！整理解雇四要件を守れ！>

2015. 2. 9

JAL闘争を支える京都の会News No. 36

京都市東山区今熊野南日吉町 17 FAX : 075-531-3856 E-mail : komai123@kfa.biglobe.ne.jp

JAL不当解雇撤回裁判

最高裁上告棄却 弾劾！

最高裁第二小法廷は2015年2月4日付で、JAL不当解雇撤回・客乗訴訟において、上告棄却・上告不受理の不当な決定を行った。続いて、2015年2月5日付で最高裁第一小法廷は、JAL不当解雇撤回・乗員訴訟についても、上告棄却・上告不受理の不当な決定を行った。

本件の上告審では、会社更生計画遂行やそれによる企業収益確保の利益が優先されるのか、労働者の生活や権利を保護する労働法理が公正に適用されるのかが問われていた。本件上告につき、実質審理を何ら行うことなく、短期的のうちに、結論ありきの不当な決定

を行った最高裁の姿勢は、企業利益最優先の政府・財界の立場を一方的に擁護するものとして厳しく批判されなければならない。

JALは2010年12月31日に労働組合の中心的メンバーを含む84名もの客室乗務員を整理解雇しておきながら、2011年度以降今日まで、2000名を超える客室乗務員を新規に採用している。また、JALは、

2010年12月3

1日に労働組合の中心的メンバーを含む81名もの運航乗務員を整理解雇したことから人材の流出が相次いだ。そのため大幅な乗員不足に陥り、現職の運航乗務員に長時間乗務を強い、定年後の乗務員を再採用しようとしている。しかし、解雇した運航乗務員を

職場復帰させることは一切しようとしない。ILIOは、こ

のような不公正に着目し、本件の適切妥当な解決への努力を政府や企業側に求めている。

原告団及び弁護団は、今回の最高裁の不当決定に屈することなく、本件の自主的全面的解決を目指して、力の限り奮闘する決意であり、「JAL闘争を支える京都の会」も原告団とともに全面的解決を目指して闘う。

